

平成28年度 税制改正のポイント

中小企業向け

法人実効税率20%台への引き下げをはじめ
設備投資を促進する税制改革が実現！

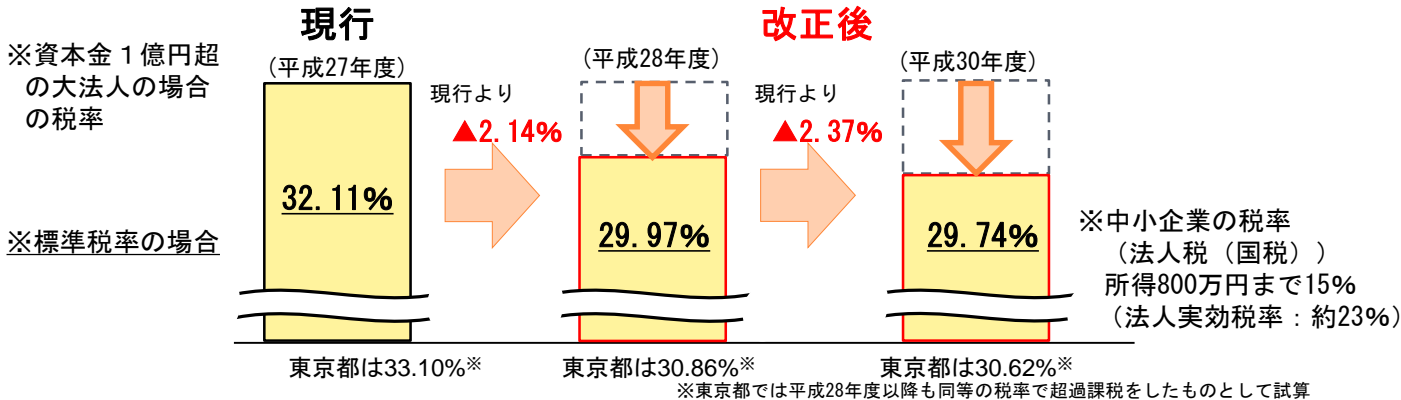
羽島商工会議所
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業」とは資本金1億円以下の法人です

企業の活力強化に資する税制

法人実効税率20%台への引き下げが実現！

○平成28年度に法人実効税率(現行:32.11%)が2.14%引き下げられ、**29.97%**となります。また、平成30年度には、さらに0.23%引き下げられ、**29.74%**となります。
(法人税(国税):現行23.9%→平成28年度:23.4%→平成30年度:23.2%)



機械・装置の固定資産税の減税措置の創設

○中小企業が取得する一定の条件を満たす機械・装置の固定資産税(注)が**3年間、2分の1に減免**されます。

【対象】

・中小企業が**認定計画に基づき新規に取得する機械装置(生産性を高める機械装置)**が対象

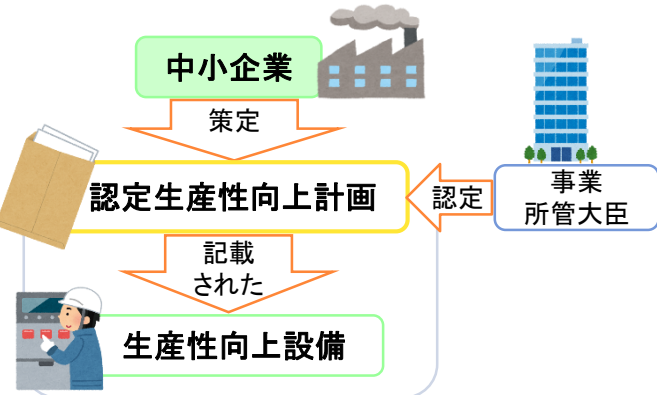
※要件:①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)

※対象となる機械・装置の例

(注)固定資産税の税率:1.4%



6,500万円の機械・装置を購入した場合、**税額が3年間で約200万円から約100万円に軽減**



少額減価償却資産の特例の延長<2年間>

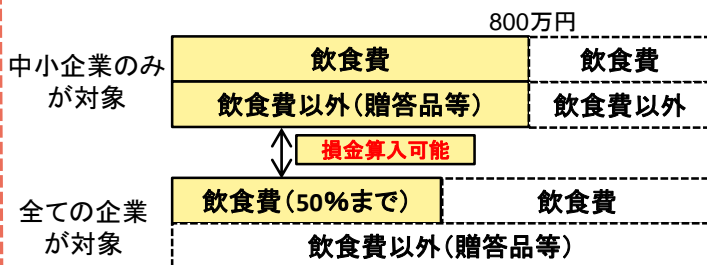
○中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について、合計額300万円まで全額損金算入(即時償却)を認める制度が2年間延長されます(従業員1,000人以下の企業が対象)。

取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入(即時償却)
20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
10万円未満	全額損金算入(即時償却)

合計300万円まで
 全ての企業が対象

交際費の損金算入特例の延長<2年間>

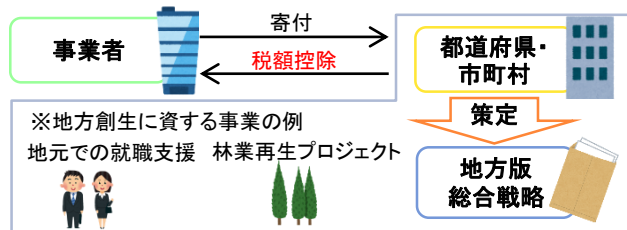
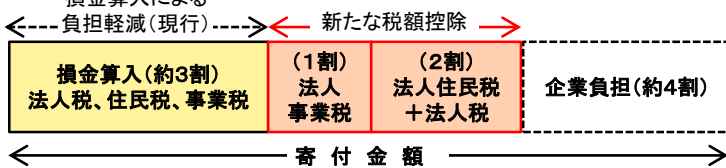
○中小企業の交際費のうち限度額(800万円)までを損金算入できる制度が2年間延長されます。
 ○交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入することができる制度(大企業も適用可能)についても、2年間延長されます。



地方創生に資する税制

企業版ふるさと納税の創設

○法人が、地方公共団体が行う地方創生に資する事業に寄付を行った場合に、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を行う制度が創設されます。※三大都市圏にある交付損金算入による負担軽減(現行) ← 新たな税額控除 →



外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

○外国人旅行者向けの免税販売対象の購入下限額が「5千円以上」に引き下げられます。

現行: 一般物品 1万円超 → **5千円以上**
 消耗品 5千円超 → **5千円以上**

※一般物品の例



※消耗品の例



内需拡大に資する税制

新築住宅の固定資産税の減税の延長

○新築住宅の固定資産税の減額措置の適用期限が2年延長されます。

住宅の種類	期間	減税額	対象床面積
一般の住宅	3年間	1/2	居住部分に係る床面積で120㎡が限度
マンション	5年間		



一般住宅: 3年間 マンション: 5年間

車体課税の見直し

○グリーン化特例(自動車税、軽自動車税)を見直した上で、1年間延長されます。

○自動車取得税については消費税10%引き上げ時に廃止され、自動車税・軽自動車税に環境性能割が新たに導入されます。

【環境性能割税率】

(H29.4~H31.3)
 ※普通車の場合

自動車取得税3%(軽自動車、営業車は2%)は廃止

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5%達成	+10%達成	達成	+10%達成	+20%達成
乗用車	3%	2%	1%	0%	0%	0%
軽自動車	2%		1%	0%	0%	0%
営業車	2%	1%	0.5%	0%	0%	0%

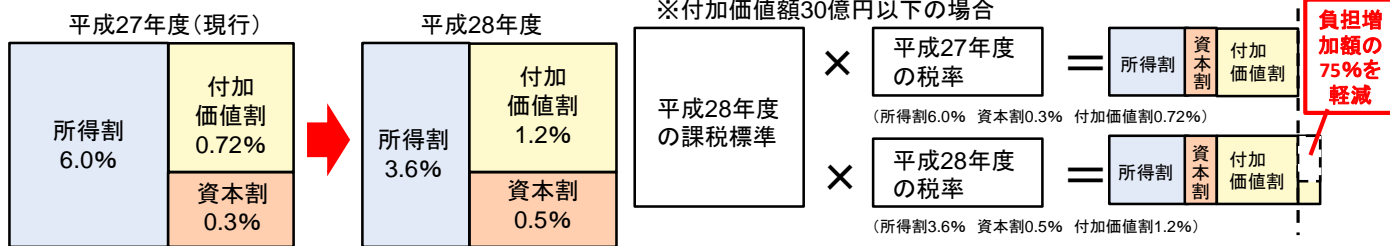


その他法人課税の見直し

外形標準課税の見直し(資本金1億円超の企業)

○法人事業税における所得割と外形標準課税(資本割・付加価値割)の比率が現行の5:3から3:5に変更されます。

○外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、付加価値額が30億円以下の法人は3年間、税負担が軽減されます(付加価値額30億円超40億円未満の企業も別途軽減されます)。



減価償却の見直し

○建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、償却方法が「定額法」に一本化されます。

資産の区分	償却方法
建物附属設備 および構築物	定額法

建物附属設備・構築物の例: エレベーター、冷暖房設備、煙突等 ※建物は従来より定額法



欠損金繰越控除の見直し(資本金1億円超の企業)

○欠損金繰越控除について、控除限度が平成29年度は65%から60%へ引き下げ、平成30年度は50%から55%へ引き上げられます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除限度	80%	65%	65%→ 60%	50%→ 55%	50%
繰越期間	9年	9年	9年	10年→ 9年	10年

※繰越期間については、中小企業も対象

(本チラシは、平成28年1月6日現在の情報をもとに作成しております。消費税の軽減税率については、別途作成予定です(平成28年1月現在)。)